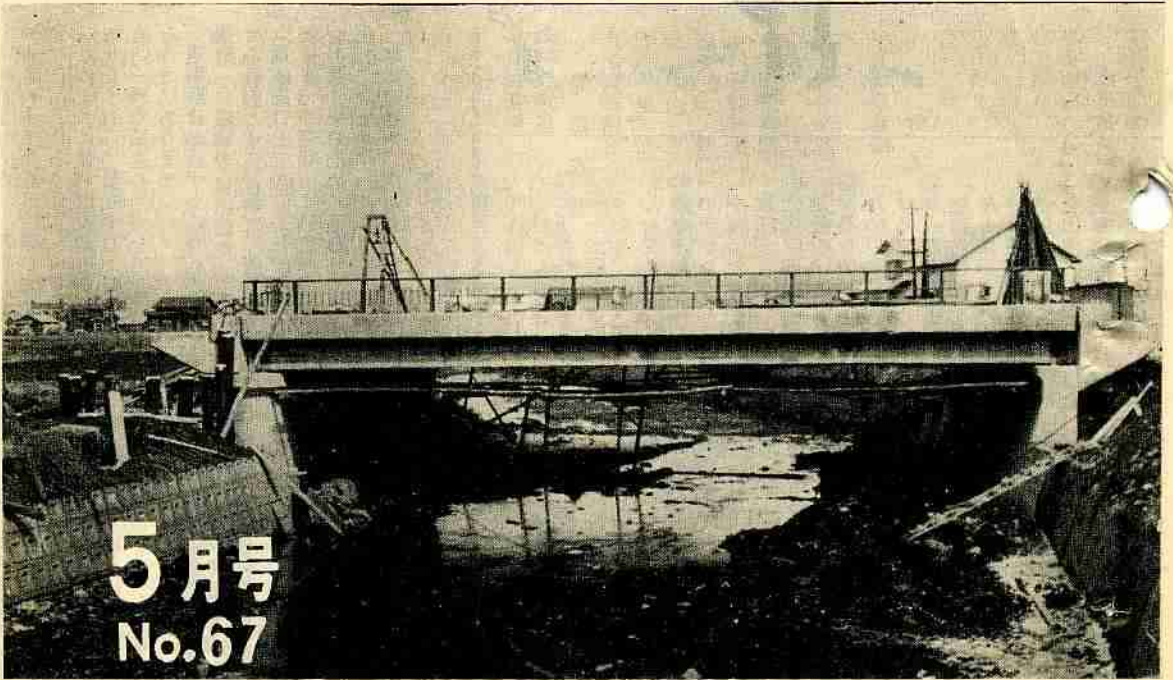


報 知 の ぼ り べ つ



5月号
No.67

完成した万代橋

参議院選挙は六月下旬 候補者の考えや人物を知ろう

よく知った上で投票しましょう。

参議院議員通常選挙は六月下旬に行なわれる見込ですが、この選挙は国の最高議決機関である国会に私達の代表を私達の手によって送り出す極めて重要な選挙です。しかし、このように重要な選挙にもかかわらず、参議院議員選挙の投票率は各選挙の中で一番低いのが現状です。

当町で最高の投票率を示したのは三十七年の七一・二五パーセントですが、それでも外の選挙と比較すると十三パーセントから二十パーセント以上も低いのです。このように低調なのは、政治を良く理解していないことと、候補者の考えや人物を良く知らないことが大きな原因のようです。

「地方区は誰々に決めているが、全国区は誰に投票してよいか解らない」という方が相当おられます。このような方は特に婦人層に多く見受けられます。そのため知人や組織を通じて投票を依頼されると、その候補者の考えや人物を良く調べないで投票する方がいます。

これでは正しい選挙とはいえないので、正しい政治が行えないのではないのでしょうか。選挙公報、新聞、テレビ、ラジオや演説などを良く見たり聞いたりして、各候補者の考えや人物を

良く知った上で投票しましょう。投票所は、みなさんが投票しやすいように今までの投票所のほかに富士保育所、大谷高校、曹達工場労働事務所、上鷺別共同浴場の四箇所を新たに指定しました。文盲、或いは身体故障のため書票所の受付係へお話しただけで、職員二名が、その人にお聞きして代筆することができます。又投票日にはどうしても次のような理由で投票所へ行つて投票できないという方には、不在者投票(選挙期日公示の日から投票の前日までの間で、毎日午前八時三十分から午後五時までで、役場で投票)ができます。この場合、投票日には不在であることの証明書と投票用紙などの請求書が必要です。

その証明書と請求書の用紙は、役場(選挙管理委員会)と各支所の窓口へ備え付けてありますから、これを御利用ください。不在者投票をするための理由としては

- ① 投票の当日、他の市町村において職務または業務に従事中有ること。
- ② 投票の当日、やむを得ない用務や事故により他の市町村に旅行中又は滞在中であること。
- ③ 疾病、負傷、妊娠、老衰、不具

あるいは産褥にあるため、投票の当日投票所まで歩くことが著しく困難であること、又そう予定されること。

④北海道議会議員の選挙区外(胆振管内の町村以外)の市町村に住所を移したこと。

このほか監獄、少年院あるいは婦人補導院に収容中、または法定められた交通至難の島(北海道では松前町の大島と小島それに浜益村の椎冬)に滞在中などの理由があげられます。また都道府県の選挙管理委員会が指定した病院(ベット数約60以上)や老人ホームに入所中の方は、病院長や老

人ホームの長に不在者投票をしたいと申出ますとその病院内や老人ホームの中で不在者投票ができません。

このように便利な投票の方法もありませんから、棄権することなく清い一票で私達の代表を国会に送ろうではありませんか。

選挙期日が近づくにつれて事前運動(立候補の届出前に当選させる目的とする行為)や選挙運動(選挙期日公示の日から投票日の前日までの期間中に特定の候補者を当選させるための運動)が活発化してきます。

事前運動や、次のようなことは

禁止されていますから、よく注意して巻きぞえを喰ったりしないように心がけましょう。

●候補者や運動員から金品をもらったり、もてなしを受ける。

●選挙運動のためのチラシやビラを配ったり回覧する。

●未成年者が選挙運動をする。

●投票を依頼するため戸別訪問をする。

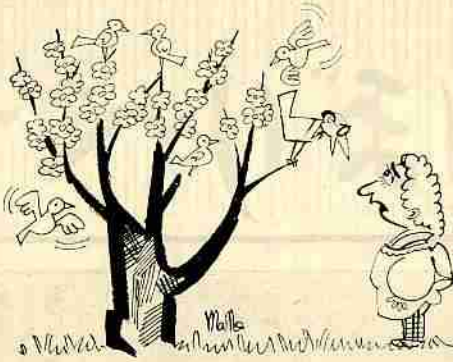
●知人などに投票依頼の手紙(選挙と表示されている選挙用ハガキ以外を使用)を出す。

●選挙運動のためのポスター(検印は証紙の貼

選挙が近づくと

事前運動の鳥がとんでくるから

気をつけよう



つであるもの)や個人演説会周知のためのポスター等を破ったり、はがしたりする。ただし、不承諾または無断で貼られたポスターを、その居住者等がとりはずす場合はこの限りでありません。

『とられる税』に『納める税』

●投票依頼のために署名運動をする。このほか、いろいろありますが選挙に関することは選挙管理委員会事務局(役場内)に問い合せましょう。

納税思想は終戦直後とは比較にならない程向上しています。当時は税の自由申告、自主納税などは考えても見られませんでした。今では全体の七割が自主納税をしています。その残りの納税者には再三の催告にも応じて戴けなかったので、二月から滞納整理のための差押処分を行っています。これら滞納者は、まだ「とられる税」の觀念が強く「納める税」になり切っていない層が相当おられます。

●税金は只取られる? 電気料、水道料、家賃等その他どんなものを買物しても只取られたと思う人は無いにもかかわらず税金は只取られるように思われがちになる原因は一体どこにあるのでしょうか? それは住民にはね返ってくる行政が自分一人にだけ与へられていくのではないこと。そして税金を納めた途端に行政が形に変わって、あらわれて来ないからなのです。

納税者の誰しもが考えていることは、税金はいくらでも安い方が良いと思うのは人情として判りますけれども、私達が自分の家から一歩外へ出ると、先ずそこには道路がある。つまり形となった行政がすぐそこにあるのです。又私達の子供が毎日学校に通い将来、社会人として必要な知識、教養、その他のことを習得するために毎日教育を受けているのも形となった行政なのです。

このように説明すると成程と、お判りいただけるのではないかと、思います。

●税金屋を減らそう 納税者はみんな税金屋を憎らしいと思うものですが、いまいましいように全部が自主納税されれば滞納金がなくなるわけで、従ってそれらを徴収する税金屋も必要となくなるのです。しかし、まだ「取られる税金」と思っている方々が相当数いるため、余計な費用をかけているのです。

税金の滞納者が根絶されれば余計な費用と目ざわりな税金屋を減らして、その分を町民に与える行政の為に使ったらどんなものではない。そうすればみなさんにとっては一挙兩得というわけですね。

●今月の差押処分について 町をよくし、住みよくするためには是非でも必要だから、法律は一方向的に強制する差押処分を規定しているのです。当町でも二月から相当数の差押処分を致しましたけれども、まだ相当数の滞納者がありますので、今月も引き続き実施致しますから、以上のことを充分ご理解の上ご協力下さいませうをお願いします。

出火おわび

十四日午前四時四十五分頃、役場庁舎印刷室より出火いたしました。早朝来よりみなさまに多大のご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

幸いボウ程度で損害も軽微であり、事務には支障がありませんので何卒ご放心下さい。さっそくお駆けつけください。お見舞いいただきましたが、混雑に取りまされ、ご署名お伺いもできませんことと存じますので紙上をもってお礼申し上げます。



中小企業者へ 資金をお貸します

中小企業の振興を図るため昭和二十七年から町と各取扱金融機関が資金を出し合って、中小企業者の営業資金として低利貸付を行っております。

今年度も町は昨年より七〇〇万円多い二、四〇〇万円を出資して皆さんの御利用をお待ちしております。

資金を借りられる方

- ① 登別町内に住居及び事業所を有し一年以上同じ事業を経営しているもの。
- ② 一年に満たない場合でも特に、

生ワクチンを 飲みましょう

だんだん暖かくなると、いろいろな病気が起こりやすくなります。町では毎年各種の予防接種を行なっておりますので、該当する方は、必ず受けるようにして下さい。こんど行われるのは生ワクチンの投与ですが、日程は次のとおりです。

該 当 者

(1) 昭和三十八年十一月十六日から昭和四十年二月十五日の間に生まれた幼児で、これまでに一度もワクチンの投与を受けていないも

適当と認められ

取扱金融機関と貸付総枠

- 室蘭信金 三、六〇〇万円
- 商工組合 二、〇〇〇万円
- 道 銀 一、五〇〇万円
- 北洋相互 六〇〇万円
- 合 計 七、七〇〇万円

融 資 条 件

- イ、融資金額 一企業八〇万円以内
- ロ、資金使途 運転資金、設備資金
- ハ、融資期間 二年以内
- ニ、融資金率

- 北洋相互 二銭四厘
- 室蘭信金 二銭五厘
- 商工信用組合 二銭九厘

償 還 方 法

- 〇一時償還 九〇日以内
- 〇月賦償還 二十四ヶ月以内

の、又は一回しか投与を受けていないもの。
(2) 今までに二回投与を受けても一回目と二回目の期間が六ヵ月以上になつていないもの。

時間はいずれも午後一時から三時までとなっております。

日 程	場 所
五月十一日	鷺別公民館
五月十二日	体 育 館
五月十三日	社 宅 診 療 所
五月十四日	登別温泉支所
五月十五日	登別保育所
五月二十五日	体 育 館

料 金 一人六十円 (予備日)

借入申込先

北海道銀行、北洋相互銀行、信用金庫、商工信用組合の各窓口
その他くわしいことは役場、商工観光係にお問合せ下さい。

住宅建設資金を お貸します

今年度の金融公庫融資による特別個人住宅建設資金の貸付方針が次のとおり決定しました。

融資希望者は受付期間内に申込みをして下さい。

- 一、融資の種類と融資該当者
① 農山漁村住宅建設資金の貸付

農業、林業、漁業に従事している方

- ② 土地区画整理等による住宅建設資金の貸付

土地区画整理、その他の公共事業のため移転を必要とする方で新築の計画のある方

- ③ 炭鉱離職者への貸付

炭鉱を離職した方で再就職をし移転先にて住宅を建設する方

- ④ 産炭地中小企業者への貸付

産炭地域に居住し、炭鉱の閉山に伴い移転を余儀なくされた中小企業者で移転先に住宅を新築する方

- ⑤ 公営住宅入居者への貸付

公営住宅入居者で収入の基準をこえるため、明け渡さなければならぬ方で移転先に住宅を建設する方

二、対象となる建物
簡易耐火構造以上の造りで住宅部分が三〇平方メートル(九坪)

以上、() 平方メートル() 坪() 坪) 以下であること

- 三、貸付対象面積

①の貸付については六〇平方メートル(十八坪)までですが、特別により六七平方メートルまで増加可能です。

- ②③④⑤の貸付については各々五〇平方メートル(十五坪)です

- 四、申込受付期間

〇農山漁村建設資金の貸付 (五月三十一日まで)

〇土地区画整理等による住宅建設資金 (六月三十日まで)

〇炭鉱離職者への住宅建設資金 (常 時)

〇産炭地中小企業者への資金 (常 時)

〇公営住宅入居者への資金 (六月三十日まで)

- 五、貸付限度額

簡易耐火造で一坪当り、一万六八〇〇円となっております。

住宅改修資金を お貸します

現在住んでおられる住宅を防禦的にしたり、防火的にしたり、あるいは老朽化防止のために改修したいが、改修を行うために必要な資金の一部が足りなくて改修できなかった方や、資金を借りることができれば改修したいと思つている方々のために住宅改修資金をお貸しております。

①この資金を借りなければ住宅の改修をすることができない低い

所得者であり、かつ借入れた資金の償還能力があること

- ② 自己の所有する住宅を改修しようとする方
- ③ 自己の所有する住宅を改修しようとする方で組織する住宅組合等

④ 借家に入っている方が、その家主の承諾により改修しようとする方

貸付の対象となる住宅

- ① 専用住宅 (一般住宅)
- ② 併用住宅 (店舗、事務所などのついでに住宅)
- ③ 該当しない住宅

④ 遊興に関係する施設と併用する住宅 (パブ、料理店、飲食店、パンコ店等)

⑤ 国、道、町またはこれに準ずるものの所有する住宅

貸付金額

貸付限度額を一戸当り二〇万円までとしておりますが、工事によつては貸付を受ける二〇万円では足りないこともあるかもしれません。そのようなときはお手持ちのお金を合せて工事を進めて差支えありません。

貸付の条件

- ① 貸付期間 三年以内
- ② 貸付金利息 日歩二銭七厘四毛
- ③ 返済方法 元金均等毎月払い (半年払い、年払い、一時払いもできます)
- ④ 担 保 確実な保証人を一名以上つけるほか、原則として物件担保はつけなくてよいことになっております。

取扱期間 五月二〇日までとなっております。

「計量器」の定期検査を行います

商店などでは毎日、計量器によって取引や売買をするわけですが正しい取引や売買をするためにはまず使用する計量器そのものが正確であり、正しく使用されなければなりません。

現在、使われている計量器が正しく使用されるよう、次の日程で検査いたします。

商店、病院、学校など計量器を使用しているところはすべて検査を受けて下さい。但し、タタミ屋ガラス屋、大工、石工建具屋、和洋服仕立屋、靴屋などが技術上利用する計量器は関係ありません。

この定期検査を受けなかったり、不合格になったものをそのまま使用した場合は罰せられますから注意しましょう。

計量器が土地又は、建物に取付けであったりして運搬が困難なときは、検査日の二〇日前までに申請して下さい。

野山の雪も融け、のどかな春がやってきました。

釣愛好者にとっては、待望のシーズンを迎えることになる訳ですが「やまべ」については、いままでなんの規制もなかったため、無制限に採捕され資源が極度に減少しております。

「やまべ」釣りも禁漁期間があります

二ヶ月間を禁漁期間として定め「やまべ」の資源を保護することになりました。

禁漁期間後の採捕については制限がありませんので、この五月三十一日までの期間中は、絶対に採捕しませんようみなさんのご協力をお願いいたします。

勤労者へ生活資金等をお貸します

町では北海道庁、農庫と協定し

勤労者のみなさんの明るい生活プランに役立たせるため、次のように資金をお貸しております。

この制度は勤労者の方であれば誰でも利用できることになっておりますのでどうぞご利用下さい。申込みはいつでも受付けております。

種別	融資限度額	償還期限	利息
生活資金	3万円～5万円	22ヵ月以内	日歩 3銭
生活資金(不動産担保貸付)	10万円～20万円	7ヵ年以内	〃
生活資金(不動産担保貸付)	50万円	10ヵ年以内	〃
住宅(A)土地取得(資金)	70万円	10ヵ年以内	〃
住宅(B)土地取得(貸付)	150万円	15ヵ年以内	日歩 2銭8厘

応募資格

昭和四〇年一月一日現在、十八才以上二〇才未満(ただし、現在自衛官である人は二十一才未満)の日本国籍を有する男子で、次の①及び②のうち、いずれか一つの資格があれば結構です。

①高等学校卒業者又は高等学校卒業と同等以上の学力があると認められる者

②防衛大学校受験資格検定に合格した者

受付期間

昭和四〇年五月三十一日まで(締め切り当日までに必着のこと)

志願手続

自衛隊札幌地方連絡部(札幌市北九条西四丁目)から志願票と受験票をうけとり(郵送希望のときは、あて先を記入した封筒に十円切手をはり同封)次の書類をとりそろえて地方連絡部に出して下さい。

(郵送でも結構です)

①志願票二通(最近六ヵ月以内の写真をはる) 受験票一通

②返信用封筒一通(長方形のものとし、先明記、十円切手を

海上自衛隊航空学生を募集中



はる)

試験

①第一次試験(六月六日) 国語甲・乙、社会、数学、理科 英語、適性検査

②第二次試験

第一次試験合格者について、行ないますが日時、場所はおつて

通知します。

試験科目は口述試験、航空身体検査、適性検査などです。

またこれらの航空学生のはかに常時二等陸、海、空士を募集しております。

詳しくは幌別駐屯部隊又は役場住民係へお問合せ下さい。

①住宅、土地取得資金Aコースの場合、毎月元利金返済と同時に融資額十万円につき、二〇〇円を積立預金しなければなりません。

②住宅、土地取得資金Bコースの場合、申込者が先に借入額の半分の額を積立して、これを償還にあてることになっていきます。

子供を六通事故から守ろう

新しく幼稚園や小学校へ通う子どもたちの姿が多く見られるようになりまし。

ところで真新しい帽子にランドセル、喜び勇んで学校へ通う子どもたちが、悲惨な交通事故にあわなければよいがと、心配がたえないことと存じます。

きよねん道内でおきた小学生の交通事故は八百五件で、このうち死亡した子どもは三十九人、けがをした子どもが七百六十六人となっております。

これは一日に二、二人の小学生が死んだりけがをしている勘定になります。交通事故はけつして他

人ごとではありません。

悲しい事故を防ぐためにも子どもさんに交通のきまりを充分に教えて、安全な毎日を送るようご指導下さい。

子どもへの交通安全教育は、おとなの責任と熱意でやりましよう。交通のきまりを知らないことも、正しく交通のきまりを教えるのは事故を防ぐための第一歩です。

親が学校や幼稚園への行き帰りの道をいっしょに歩いて途中の交通のきまりと道路の歩き方を実際に教えてやりましよう。

▽子どもに教えておきたいこと

町内会 たより



会長 山田留次氏

鉄南第二町内会（会長 山田留次氏、五二才）は、戦時中に結成された町内会をそのまま引継いで今日に至っております。

現在一三〇名からなる会の事業は他の町内会同様、定期的な薬剤の散粉、防犯灯の建設、或いは会

員相互の親睦を画するためのレクリエーションや桜見などを行なっておりますが、特に交通安全と環境衛生に力を入れ、「交通事故から子供を守ろう」と毎月の交通安全日に役員数名が一日中横断歩道で歩行者の交通指導を行ない、又今まで海浜地に捨られていた塵や、各家庭の花畑などに肥料として撒かれていた糞尿の取止め運動を起して毎月清掃日を定め、全員の労力奉仕と協力により、これら捨てられていた塵の処理と畑に糞尿を撒くのを解消することができ、そのためきれいな町内が出来上りました。



力を入れ児童遊園地を年次計画により造ろうと話し合いがなされています。

○少しくらしいの回り道でも安全と思われれる道を通ること。安全と思われれるところとしては「歩道と車道の区別をしてある道路」「信号機のある横断道路」「車のあまり通らない道路」です。

○道路の途中にある交通標識の意味をよく教えて下さい。とくに、道路の横断のしかたは、くどいほど教えこむことが必要です。

○上級生といっしょに通うことも安全な方法です。

○道路を横切るときは、右を見て左を見て、もう一度右を見て、安全をたしかめてからわたるようになりましよう。

○横に二列になって道路を歩かないようにしましよう。

○自転車の二人乗りをするのはや

りましよう。

▽一般通行者のみなさんへ

○子どもが道路で遊んでいて、あ

青少年補導員が 変りました

今までの補導員の任期が三月末で満了となりましたので、次の方々を本年度の補導員に委嘱しました。

- 浅沼 春次郎 (幌別)
- 藤田 晃城 (〃)
- 高田 亨次郎 (来馬)
- 多田 豊 (鶯別)
- 吉田 正成 (登別)
- 小笠原 岩吉 (温泉)
- 中島 康男 (鶯別)
- 川端 京市 (上鶯別)
- 鈴木 敬司 (来馬)
- 藤津 弘示 (来馬)

今月の納税

固定資産税(二期分)

五月三十一日限り

- 小笠原 徳太郎 (登別)
- 藤橋 平治 (鶯別)
- 野崎 友男 (鶯別)
- 一野 公一 (来馬)
- 山崎 曾夫 (来馬)
- 木崎 繁一 (来馬)
- 江崎 充保 (登別)
- 宮崎 真徳 (〃)
- 加藤 真徳 (〃)

運転中は酒を飲まない
一酔っばらい運転の防止

ぶなれと思つたら「ちよつとひとこと」注意して、危険を防ぐ思いやりのことをかけましよう。

もの手本となるように、常に正しい歩き方をしましよう。

北のさん一家

工藤恒美



飼犬は二米以内のくさりであつないで、おこつ

危害を受けたらすぐ届出を!

最近犬による被害が目立ってふえておりますので、つないでいない犬は全部野犬とみなして毒殺処分をしてみました。

しかし放飼にしている方が多いため、毒殺処分した数よりふえてゐるのは残念なことです。

犬は飼主には噛みつきませんが他人にはいつ噛みつくかわからないものなのです。

「家の犬は絶対他人に噛みつかない」と過信して放飼にしている方が相対しますが、それによって野犬がふえるばかりでなく、他人に多くの危害や迷惑をかけています。飼犬は二米以内のくさりにつないで、通行人などに危害を加えたり、又迷惑のかけられないように飼っておかなければなりません。

もしも犬に危害を加えられたりそれを知ったときは、すぐ役場衛生係へ連絡しましょう。連絡をうけたら野犬はすぐ毒殺処分し、飼犬については飼主に注意を促し、もしもその指示に従わぬときは毒殺処分します。

くらしの知恵

春の大掃除のコツ

天気の良いあたためたい日を選んで春の大掃除をしましょう。

積み上げたホコリやゴミをすっきり取り除き、不要品も思いきりよく始末しましょう。とくに台所の外まわりやトイレのまわり、下水、床下などをよく点検し、水はけや消毒についていざとどいた掃除をしましょう。

健康診断を受けよう

春は病気がかりやすい季節です。いくら体に自信がある人でもぜひ健康診断を受けるようにしましょう。

ガラス戸は洗剤液を濃い目にするため液で棧やワックを洗います。ガラスは市販のガラス磨き剤、またはハミガキ粉をつけて拭きとります。油じみたガラスや、すりガラスは洗剤液とクレンザーを使い、ブラシ洗いをするときれいにあります。

ガラスの落書きは、エンピツは消しゴムで、クレヨンやカミソリでそぎつたあとクレンザーでブラシ洗いをします。

廊下や床は、板のすき間のゴミを堀り出して掃き、石けん水や洗剤をよく拭きとります。そのあとワックスを塗り、からぶきしてつやだしをしましょう。ワックスですべりすぎるときは、最後に洗剤液拭きをしてよくと安全です。

細菌やこれからの害虫繁殖を予防する春の大掃除は家庭の健康上からも欠かせない年中行事のひとつといえましょう。

春先に必要な栄養素

春は活動力が高まり、新陳代謝が促されるシーズンです。それだけに栄養面も充分考慮しなければなりません。毎日の食事に次のようなものを採りいれましょう。

この時期に欠かせないものにビタミンB1があります。たとえは、にんにく、にら、ねぎなどの独特なおいには、体内の大腸菌と結びついてB1を作り出します。豚肉、ピーナツ、ほうれん草などの緑色野菜などは、もっぱらB1の源となる食物です。

中華料理の豚肉、ピーマン、ニンニクといったものは、春のたるさを吹き飛ばすものといえましょう。これから豊富に出まわる夏みかん、いちごは、くだものの中でもっともクエン酸が多く、新陳代謝を活発にします。

夏みかんや、いちごの他に梅はしヨウゲルンや乳酸飲料、酢の物でもいのです。

また春は背たけの伸びる季節です。とくに子ども達には栄養を充分にして成長を助けてやりましょう。

美 挙

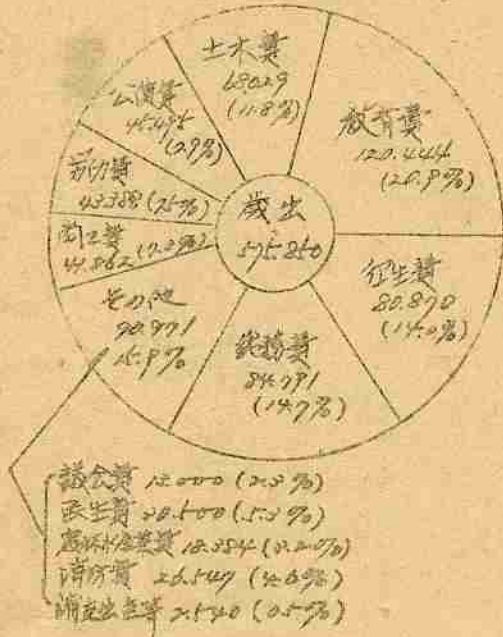
そのためには、牛乳、卵、魚肉類豆などの良質のタンパク質、カルシウムの豊富な牛乳や乳製品は毎日でもとりたいたいものです。

ことに幼児の場合は五才ぐらいまでのうちに基礎体力を充分につけておく必要があります。

- 育英会へ(育英資金として)
- ▽岩倉誠一(全快祝いを廃止) 十万円
- ▽浜富蔵(香典返し廃止) 一万円
- 社会福祉協議会へ
- ▽鷺別小学校教員(匿名) 一万三百円
- ▽浜 富蔵(香典返しを廃止) 一万円
- ▽コーヒーバー 六四七円

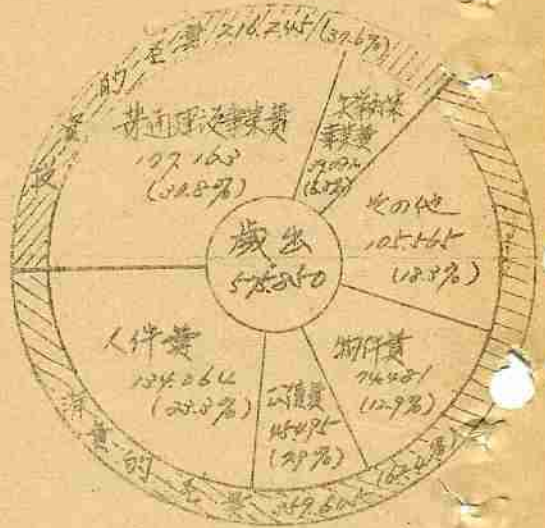
町の人口	
男	一八、三七六八
女	一八、一九〇八
合計	三六、五六六八
世帯数	九、一六四世帯

(昭和40年度予算の状況)



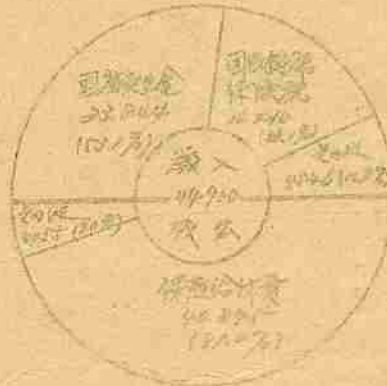
費目別内訳

(単位千円)

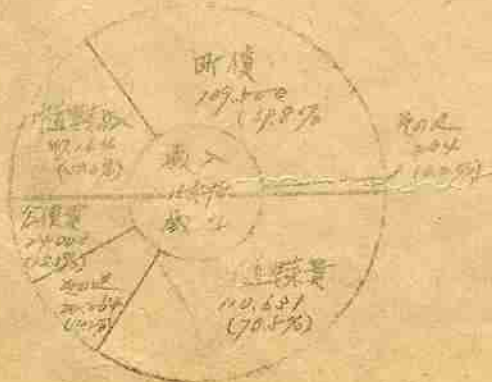


特別会計

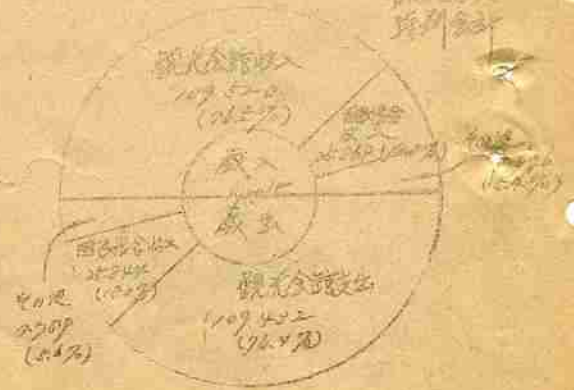
(単位千円)



下水道特別会計

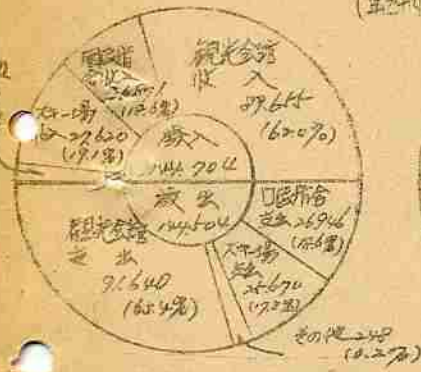


国庫補助金特別会計



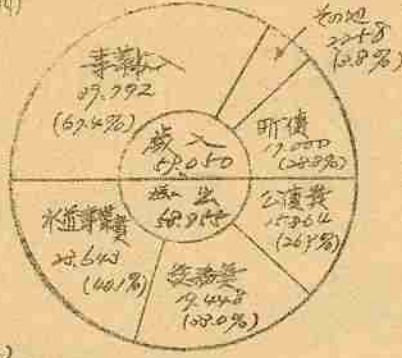
観光事業特別会計

(第240)



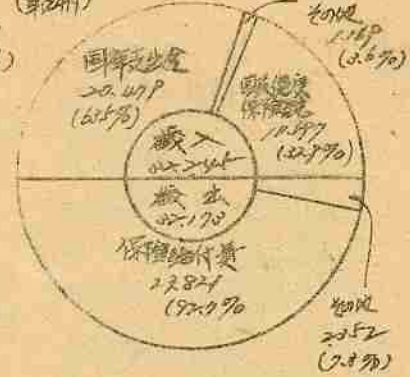
上水道特別会計

(第241)



国民健康保険特別会計

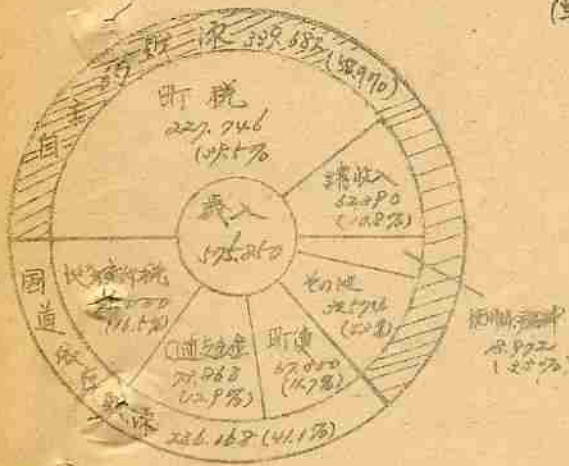
(第242)



昭和40年度予算の状況

一般会計

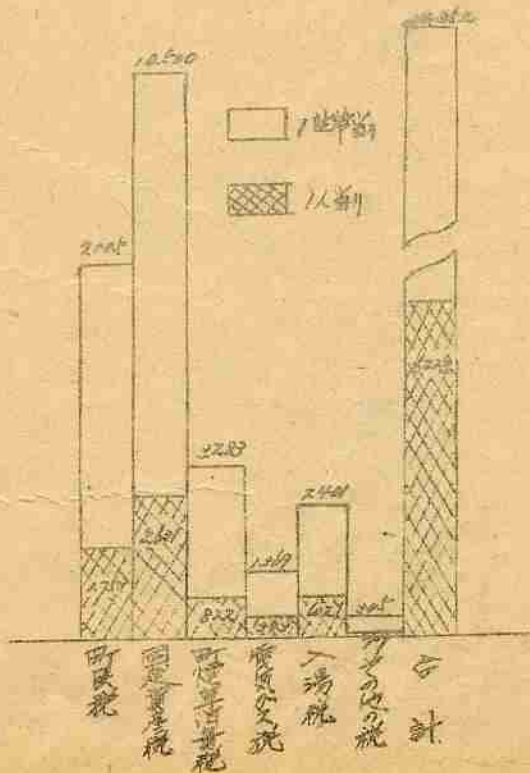
(第244)



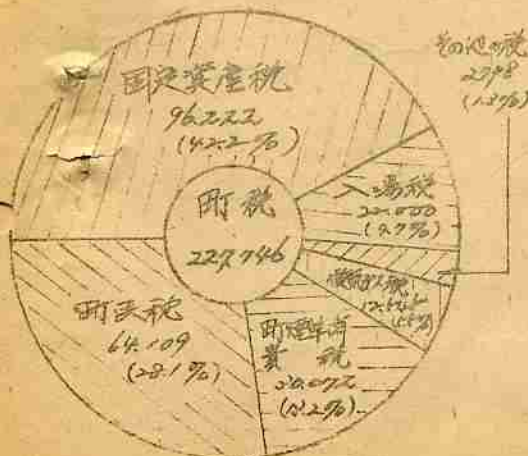
町税負担の状況 (昭和40)

40.4.1 現在

人口 26,566人
世帯 2,166世帯



町税の状況 (昭和40)



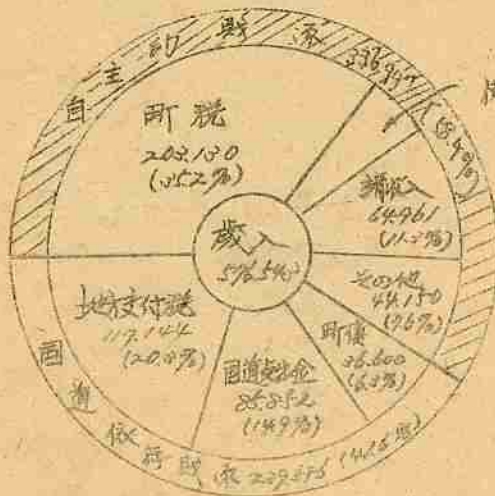
登別町の財政事情

昭和40年4月1日現在の昭和39年度決算見込及び昭和40年度予算の内容を次のとおり図表によりお知らせ致します。

昭和39年度決算(見込)の状況

一般会計

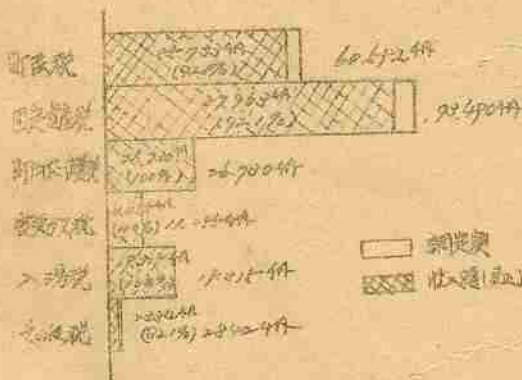
(単位円)



使用平価料
24,706 (7%)



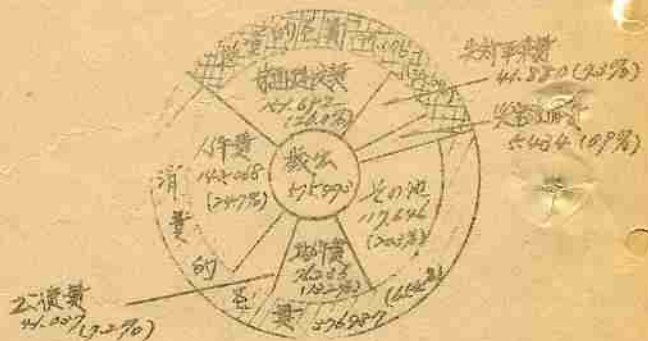
町税収入状況(見込)



固定資産 27,362
 収入額 60,642
 税率 94.9%

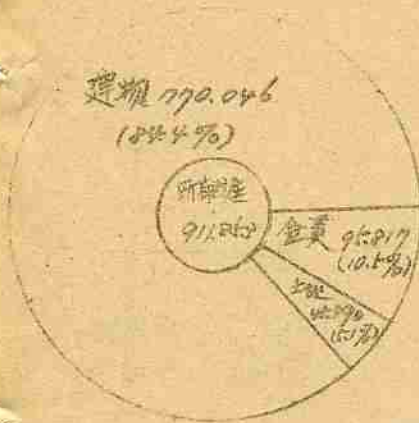
費目別内訳(見込)

(単位円)



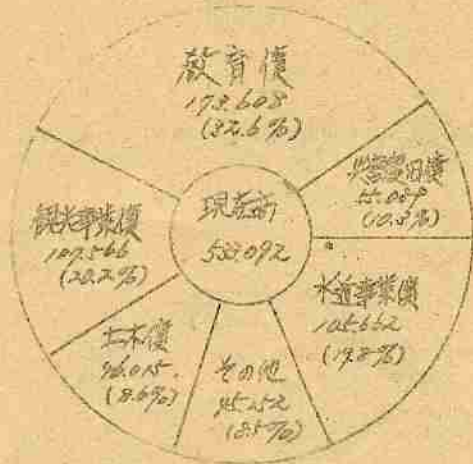
所有資産の状況

40.4.1 (昭和59)



町債現在高 (40.4.1)

(単位千円)



60 5
41 5
22 5
43 5

町債現在高

債人別 44,507千円

1世帯別 52,072千円

財産別内訳

(単位千円)



所有資産

債人別 44,507千円

